

# 組合 NEWS

Faculty and Staff Union of Kanazawa University  
金沢大学教職員組合執行委員会  
金沢市角間町  
Tel.076-262-6009(FAX同じ)／角間内線2105  
E-mail kanazawa@ku-union.org  
ホームページ http://www.ku-union.org/

2021年8月23日  
通巻1289号

この号の内容

- 夏季休暇を取り戻そう！

## 夏季休暇を取り戻そう！

8/13（夏季一斉休業）が成績入力の締め切り日に。休業中の無償労働を前提にした指示には納得しない。



第2Qの成績入力の締め切り日が、8/13（金・夏季一斉休業の2日目）に設定されました。休業日に作業をされた方も多いと思います。

8/13を締め切り日にしては、8/12(木)から始まる夏季一斉休業期間中に採点・成績入力をすることを前提とするものです。しかし、それは夏季一斉休業の趣旨に反しています。まして、休業中の業務を強いてまで、成績入力と公開を急ぐ特段の理由もないはずであり、改めるべきです。

昨年度までは各部局でそれぞれの事情に合わせて期間の設定が出来ていました。このような事態に至ったのは今年度が初めてで、昨年度末の最後の日、3/31付で、本部学務課から出された通知「令和3年度成績処置日程について（通知）」で、Q1～Q4の全てについて、成績入力期間と成績公開日が全学で一律に設定されたことに端を発します。

いくつかの部局では、この期間設定に疑義が出されたようで、一定期間延期されています。しかし、多くの部局では、この通知が「大学本部の絶対的な決定事項」であ

り「部局の裁量はない」と受け取られたのか、通知通りの期間設定がされました。

そもそも、働く者への配慮を欠いた、このような期間設定を大学本部としてすべきではないはずです。

我慢の限界を迎える前に、  
榨取され続ける時間を取り戻そう。  
お人好しはもう終わり！

8/12, 13の夏季一斉休業期間中に業務を行った場合は、夏季休暇を別途指定することができます。無償労働を受け入れず、泣き寝入りせず、まずは、積極的に振替休日をとりましょう。

夏季休暇をあらためて取り直そう！

一人一人の行動で大学に問題点を指摘することで、職場環境の改善に繋がります。

組合から、8/10付で改善を求める申し入れを行いました。 \*裏面参照。

1. 今年度の第2Qの成績入力の締め切り日が8/13（金・夏季一斉休業日）に設定されている部局について、8/12（木）、8/13（金）の休業日に業務をした場合は、休日労働分の手当を支払うこと、または振替休日を取得させること。

「令和3年度成績処理日程について（通知）」（学務部学務課長 令和3年3月31日付け）に基づき、第2Qの成績入力の締め切り日が、8/13（金・夏季一斉休業日）に設定されています。

8/13を締め切り日とすることは、8/12から始まる一斉休業期間中に採点および入力の業務を行うことを前提にしたものであり、業務を命じることと同じです。これは夏季一斉休業の趣旨に反しており、そもそも夏季一斉休業期間中に締め切り日を設定すべきではありません。第2Qの成績入力締め切り日を夏季一斉休業期間中に設定しなければならないような緊急性もありません。

一斉休業の趣旨から、本来であれば、締め切り日の延期を求めるところですが、既に学生に対して成績公開日が公表されていることに鑑み、8/12（木）、8/13（金）に業務を行った場合については、休日労働分の手当を支払うこと、または振替休日を取得させることを求める

2. 今後の成績入力期間および成績公開日について、設定を見直すこと。



そもそも、一斉休業や、各部局の事務・教育職員の業務状況が考慮されずに、一律（試験最終日から1週間）に成績入力期間が定められたこと自体に問題があります。昨年度までと同様、成績入力期間および成績公開日について、各部局の裁量で設定できるように見直すことを求めます。

3. 特定のQに限らず、試験終了日から入力締め切り日まで十分な期間をとり、最低でも休日を除いて5日間は保証すること。

現在の期間設定では、実質的に土日において採点および入力の業務が発生しています。にもかかわらず、休日労働手当の支給または振替休日の取得がなされておらず、労基法違反の状況にあります。休日に業務が行われた場合は、休日労働手当を支払うこと、または振替休日を指定することが必要です。それをしないのであれば、余裕を持った期間設定に見直さなければなりません。



必要な**声**を上げるのを諦めることには、大学本部の方針に正当性を与えることになります。このことに限らず、どんな小さなことでも、おかしいことには積極的に**声**を上げていきましょう。

ナチスが最初共産主義者を攻撃したとき、私は声をあげなかった。私は共産主義者ではなかったから。  
社会民主主義者が牢獄に入れられたとき、私は声をあげなかった。私は社会民主主義者ではなかったから。  
彼らが労働組合員たちを攻撃したとき、私は声をあげなかった。私は労働組合員ではなかったから。  
そして、彼らが私を攻撃したとき、私のために声をあげる者は、誰一人残っていなかった。  
(『彼らが最初共産主義者を攻撃したとき』マルティン・ニーメラーの言葉に由来する詩。)

少しづつでも、職場環境、職場風土は変えられます。組合はその支援をします。適切な職場環境、働きがいのある職場、自由な研究活動、自由な生活空間を確保するためには、一人一人の**声**が必要です。